

峰崎直樹君 地震に関連しまして若干の質問、お尋ねを申し上げたいと思うんですが、今回の阪神大震災に対して非常に高く評価されているのがボランティア組織ですか、新聞等でも相当取り上げられています。私も各種の報道を丹念に追ってみたんですけども、最近では、かつて政治的に無関心な若い人が多くなったんじゃないかとかいろいろ言われていたんですけども、むしろ若い人たちの中にも積極的にボランティアで参加をしようとする。そういう意味では大変大きな変化があらわれているような気がするわけです。

これを受けて、政府の中に十八省庁でボランティア問題に関する関係省庁連絡会議が設置をされる、こういうことで二月三日に発足をしたようでありますけれども、この審議状況といいますか、いつごろまでをめぐって、例えば税制の問題であるとか、あるいは二次災害が起きたときの保険の問題であるとか、あるいはもともとそういうボランティア組織、非営利組織というものに対する法人格の付与の問題、これも前回の大蔵委員会でかつて私たちの仲間でありました堂本議員がかなり突っ込んで大蔵大臣と議論した経過もありますが、非常に古い明治三十年の民法の法人格の付与の問題、こういったものについてどのように今後早急にやられようとしているのか。

都市のインフラを考えたときに、復興はハードの面も非常に重要なんであります、これはもうこれでやらなきゃいけないんですが、ソフトの面でこういったものがどのように扱われていくのか。これはたしか経済企画庁に事務局があると思うんですが、その点まずお聞きしておきたいと思います。

説明員（平野正宜君） 御説明させていただきます。

先生今御指摘のとおり、関係省庁連絡会議、二月三日に第一回の会合が開かれたところでございますが、その会合では、ボランティアあるいは市民公益団体の実態をまず把握した上で、四つの点を中心に検討を進めるということで合意を得たところでございます。今先生御指摘のとおり、市民公益団体の法人格の取得の問題、それから二番目がボランティアや市民公益団体の公益性を担保する法的な枠組みの問題、それから三番目がボランティアや市民公益団体に対する支援方策の問題、四番目として、その他各分野で活動されているボランティアや市民公益団体に共通する課題ということで、検討の課題が合意を得たところでございます。

何分にも急な御指示ということで、事務局を預かります私どもでは、我が国のボランティア活動等の実態あるいは諸外国の関係制度のあり方について今早急に取りまとめを始めているところでございますが、今申し上げました四点につきましてもいろいろ資料の収集あるいは専門家の御意見を今拝聴しておりまして、準備が整ったものから検討事項についても連絡会議に順次上げていって御検討をいただきたいというふうに考えているところで

ございます。

おおむねのめど、官房長官から数カ月以内でという御指示をいただいておりますが、当方としてはそういうことで、月に一回ないし二回程度連絡会議に準備の整ったものから上げて御検討をいただくように考えて今作業を進めているところでございます。

峰崎直樹君 もう少しその点をお聞きしたいんですが、この十八省庁の検討会議の中で民間の人たちの、NPOですから、あるいはNGOですから、そういう人たちの組織の意見というものを聞く機会といいますか、あるいは意見を反映するようなシステムというのはきちんとやっておられるということなんでしょうか。

説明員（平野正宜君） 今現在、まさに先生御指摘の我が国のボランティア活動の実態ということで、関係省庁からも民間のボランティア、いろいろ御意見を伺う方の御推薦をいただいているところでございますが、そういった方々の御意見をまず伺うということで事務局は準備を進めているところでございます。

現に、昨日もある大阪の方のボランティアの方々が私どもの方へお見えいただきまして個別に御意見を拝聴しておりますけれども、今後組織的にそういった御意見をいただくような機会を設けていきたいというふうに私ども思っております。

峰崎直樹君 最近、新聞を見ると、どうもボランティア支援の法制化問題で連絡会議と対策本部が対応を押しつけあっているとか、ともすればお役所仕事になってしまって縦割りの弊害などが出ないように、またこの点はぜひともお願いしておきたいと思うんです。

さて、きょうは関西大震災の一番わかりやすい例から申し上げていきたいと思うんですが、義援金を今それぞれの団体で随分取り扱っていると思うんです。この義援金に対する国税なりあるいは地方税における、これはたしか寄附金の扱いになるというふうに思うんですが、この点の寄附金控除の扱いについてはどのようになっておるか。まず国税と、それから地方税についてお聞きしたいと思います。

政府委員（堀田隆夫君） お答え申し上げます。

このたびの兵庫県あるいは神戸市等に対します義援金につきましての国税上の取り扱いでございますけれども、国等に対する寄附金として税制上の特典を受けることができるということになっております。具体的に申し上げますと、個人の場合でございますと、個人が支出する寄附金につきまして、寄附金控除の対象といたしまして所得金額の二五%または寄附金の額のいずれか少ない方の金額から一万円を控除した金額を所得から控除できる。法人でございますと、法人が支出した寄附金につきまして全額を損金の額に算入できるということになっております。

こういう取り扱いでございますけれども、今回の震災に際しまして国税庁で一つ手当て

をしてございますけれども、それは募金団体等いろいろな団体を通じまして県なり市に寄附する場合がございます。いろいろな形で今行われておりますけれども、そういった募金団体を通ずる寄附金につきまして、このたび事態の緊急性にかんがみまして、その間に立ちます義援金を取り扱います募金団体の税務上の確認手続というのがございますけれども、それを思い切って簡素化をいたしまして、こういった一連の活動が速やかに進むように対処したということでございます。

説明員（折笠竹千代君） お答え申し上げます。

地方税における寄附金についてでございますけれども、個人の方が寄附された場合につきましては、個人住民税におきまして寄附金控除という制度がございます。都道府県とか市町村、あるいは共同募金会あるいは日赤などに寄附をされた場合、寄附をされた金額から十万円を控除した金額について所得から控除するという制度を設けております。法人につきましては、国税と同様、損金算入という形になっておるところでございます。

峰崎直樹君 もう時間ありませんから、私の意見だけ申し上げて、先ほどの十八省庁の対策会議等にもぜひ反映していただきたいと思うんです。

今も聞いていて、特に法人と個人の寄附におけるアンバランス、これは国税にも恐らく地方税にも共通して言えるんだと思うんですが、特に地方税ですね、いわゆる足切りが十万円というところなんです。国税の場合一万円ということですからまだ比較的あるんですけれども、義援金は税の寄附金控除のためにやるということではないということによく存じているんですけれども、実は本当は議論したかったのは、NPOと言われている人たちの中には、これは趣旨からすればまさにノンプロフィットですから、そういう点では自分たちが税の還付を受けるためにやっているわけではないんです。あるいはそれに寄附しようとする人も税の還付を受けるということではないんです。

そういう意味ではまさに政策税制だと思うんですが、どうもこの地方税の十万円の足切りというやつは、非常にこれはそういう意味ではもうほとんど、十万円以上しなきゃ返っていかないという、NPOの諸団体の方々から見ると、国税にも問題はあっても、地方税の場合にはもっと実は非常に個人の寄附が閉ざされているような、そういう問題点があるということもよく指摘を受けております。

その点だけを今後十八省庁の中でも、これは税制がすべてではないと思いますが、こういう税制

における改善方をぜひとも検討していただきたいし、さらに公益法人全体の税、今度は租税特別措置の見直し等でまた議論になると思いますけれども、この点にもやはり、公益法人の監督やあるいはそういうものをどのように監査をしていくのかとか、そういった点にも問題があるということだけ指摘をして、私の質問を終わらせていただきます。